

社会保険

Q&amp;A

## 「教えて城間先生!!」

Vol. 16

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

今回は月末退職者の健康保険・  
厚生年金保険料の給与控除についてです。



事務担当者

Q

当社の従業員が12月31日に退職することとなり、月末退職者は翌月1日（今回でいうと1月1日）が社会保険の資格喪失年月日となるかと思えます。（喪失月の保険料の納付必要なし）1月に支払う給与が無いため12月分の控除の方法がわかりません。教えてください。

A

事業主が、被保険者の報酬から控除できる被保険者負担分の保険料は、原則として前月分に限られています（健保法167条1項）が、被保険者が月末に退職したり、あるいは資格を取得した月に喪失をした場合は、その月の保険料が徴収されます。この場合は、翌月の報酬から控除することができないため、前月の保険料のほか当月の保険料も、報酬から控除することができる取扱いになっています（健保法167条1項）



城間先生

## 具体的な例

## 12月31日退職、1月1日資格喪失の場合

退職しなければ、11月分の保険料は12月分の給料から差し引き、12月分の保険料は1月分の給料から差し引きますが、今回の場合は1月分の給料が発生しないため、12月分の給料から11月分・12月分の2か月分の保険料を差し引くことができます。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

## 社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

7月：7日（金）・14日（金）・21日（金）・28日（金）

8月：4日（金）・18日（金）・25日（金）

毎週金曜日  
各午後1時から  
午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

無料電話相談

